

News Release

平成26年2月27日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構

自転車による製品事故の防止について（注意喚起）

自転車（※1）による事故は、春先から増える傾向があります。また、人的被害に至る割合は全体の7割を超え、死亡や重傷に至る重篤な事故も約3割を占めており、事故防止のための注意が必要です。

N I T E（ナイト）に通知された製品事故情報（※2）において、自転車による事故件数は平成20年度から24年度までの5年間に計493件（※3）ありました。

被害状況別にみると、死亡事故1件、重傷事故170件、軽傷事故196件、拡大被害3件（※4）、製品破損等123件（※5）です。

製品に起因する事故のほかに誤使用、不注意等の事故も多く、次のような事故が多く発生しています。

- （1） 坂や曲がり道、段差、急ブレーキ等で運転を誤り、バランスを崩して転倒・負傷した。
- （2） 過去の過大な衝撃や荷重による亀裂・破損部位（フレーム、サドル、前車輪等）がさらに破損・折損に至り、転倒・負傷した。
- （3） 自転車の部位（ハンドル、サドル等）の固定ボルトが緩んだために、脱落や折損し、操作不能になり、転倒・負傷した。
- （4） 傘や買い物袋等の異物を車輪に巻き込み、車輪がロックし、転倒・負傷した。

自転車の事故は使用期間1年未満で多く発生しています。また、社告・リコール製品の未改修・未対策品による事故も発生しています。乗る前の点検や使用の際の注意に加えて、販売店（自転車技士、自転車安全整備士等）での定期的な点検を受けることなどで、未然に防げる事故が多くあります。社告・リコール情報の周知徹底も含め、製品を正しく使用して事故を未然に防止していただくために、注意喚起を行うこととしました。

- （※1） 自転車には、一般用自転車、電動アシスト自転車、折り畳み自転車等を含む。ただし、玩具に分類される幼児用の三輪車や一輪車等は除く。また、空気入れや自転車用ランプ等のような自転車用品や自転車用幼児座席も対象外とする。
- （※2） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。ただし、人や車両との接触事故等、交通事故として扱われるものは除く。
- （※3） 平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。
- （※4） 製品本体のみの被害にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。
- （※5） 被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。

1. 自転車の製品事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

自転車の事故は平成20年度から24年度までの5年間に493件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

事故件数は、平成20年度から22年度まで増加傾向にありましたが、23年度以降は減少傾向にあります。しかし、依然として重篤な事故が占める割合は高い状態が続いています。

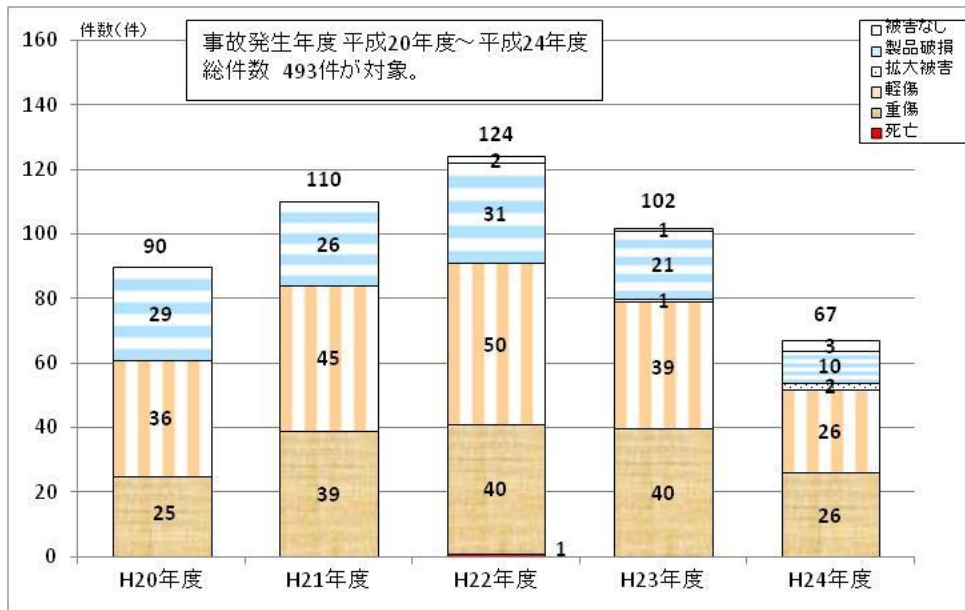


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 製品別事故件数について

「年度別 種類別 事故件数」を表1に示します。

事故件数は、「一般用自転車」が最も多く301件（61.1%）、次に「電動アシスト自転車」94件（19.1%）、「折り畳み自転車」74件（15.0%）となっています。

表1 年度別 種類別 事故件数（件）

品名	H20	H21	H22	H23	H24	合計
一般用自転車	61	63	76	64	37	301
電動アシスト自転車	15	21	29	16	13	94
折り畳み自転車	11	21	13	15	14	74
子ども用自転車	3	5	6	2		16
その他の自転車(※6)				5	3	8
合計	90	110	124	102	67	493

(※6) 複数乗りのタンデム自転車や三輪または四輪自転車等。

「被害状況別 種類別 事故件数」を表2に示します。

死亡・重傷に至る重篤な事故の件数は、合計171件（34.7%）と高くなっていますが、特に折り畳み自転車においては32件（43.2%）と最も高くなっています。

また、1件の死亡事故は、電動アシスト自転車のブレーキの整備不良で、60歳代の使用者が壁に衝突した事故です。

表2 被害状況別 種類別 事故件数 (件) (※7)

品名	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし	合計
一般用自転車		102	114		82	3	301(33.9)
電動アシスト自転車	1	29	41	3	20		94(31.9)
折り畳み自転車		32	29		11	2	74(43.2)
子ども用自転車		4	9		2	1	16(25.0)
その他の自転車		3	3		2		8(37.5)
合計	1	170	196	3	117	6	493(34.7)

(※7) () 内は、各自転車の全体の事故件数に対する死亡・重傷事故の割合。

(3) 事故の月別発生件数について

「月別事故発生件数」を図2に示します。

事故は冬の寒い時期（1月、2月）は若干減少しますが、春先から秋の時期（4～10月）に多くなっています。



図2 月別事故発生件数

(4) 事故の年代別被害者数について

「年代別 被害者数」を図3に示します。

自転車本体の事故においては、10歳代が最も多く、30歳代以降は年齢が高くなるにつれて事故は減少傾向にあります。重傷事故の割合が増加しています。

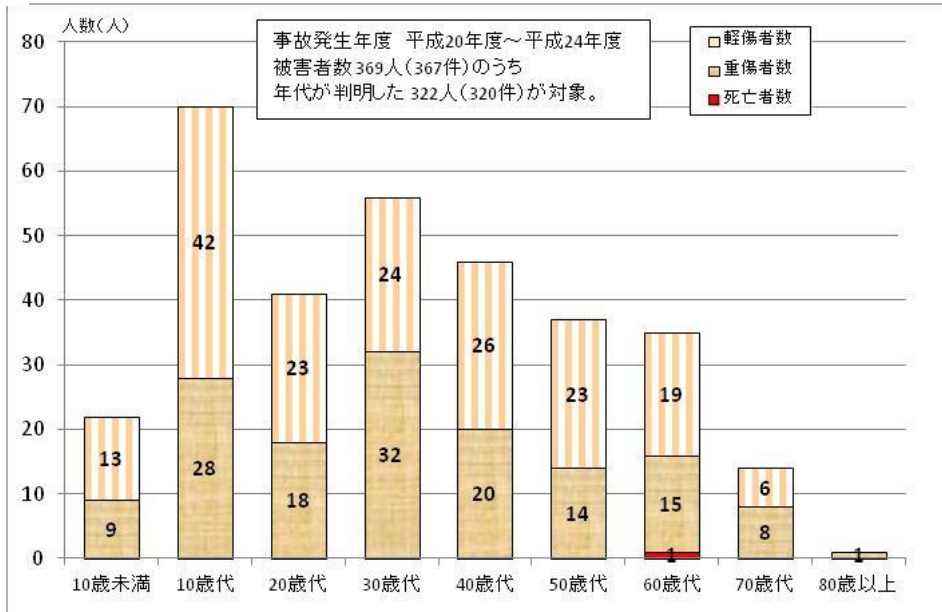


図3 年代別 被害者数

「自転車種類別 年代別 事故件数」を図4に示します。

一般用自転車は10歳代が最も多く60歳代までの広い年齢層で、電動アシスト自転車は30歳代～60歳代、折り畳み自転車は30～50歳代、子ども用自転車は10歳未満での事故が多く発生しています。

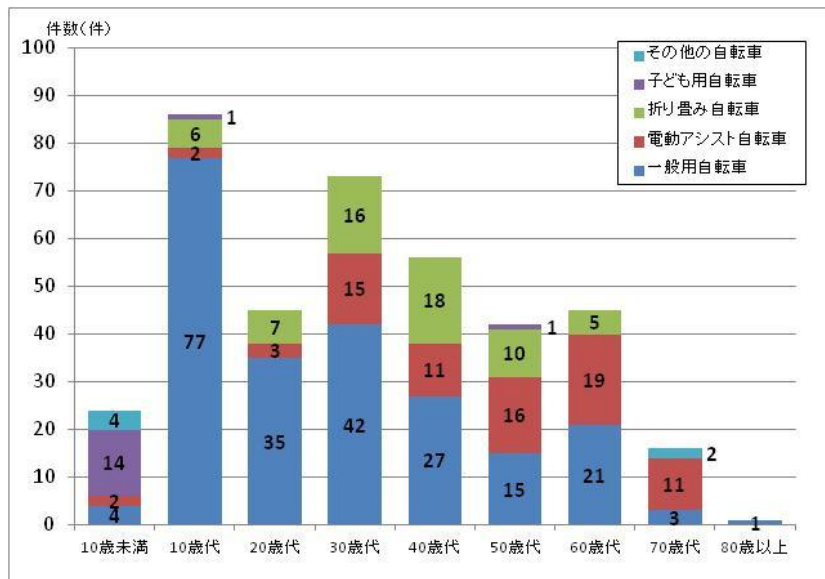


図4 自転車種類別 年代別 事故件数

(5) 事故の原因と被害について

自転車の事故の「事故原因区分別発生件数」を図5に示します。

「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、C、G3）」合計162件（32.9%）

「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」合計159件（32.2%）

「原因不明のもの（事故原因区分G3を除いたG）」は149件（30.2%）等
 となっています。

事故の特徴として、事故当時の状況が不明確なものが多く、原因不明Gに分類される
 場合が多くなる傾向があります。また、「施工、修理又は輸送等に問題があったもの（事
 故原因区分D）」は25件（5.1%）と、自転車の組み立て修理に関する事故もありま
 す。

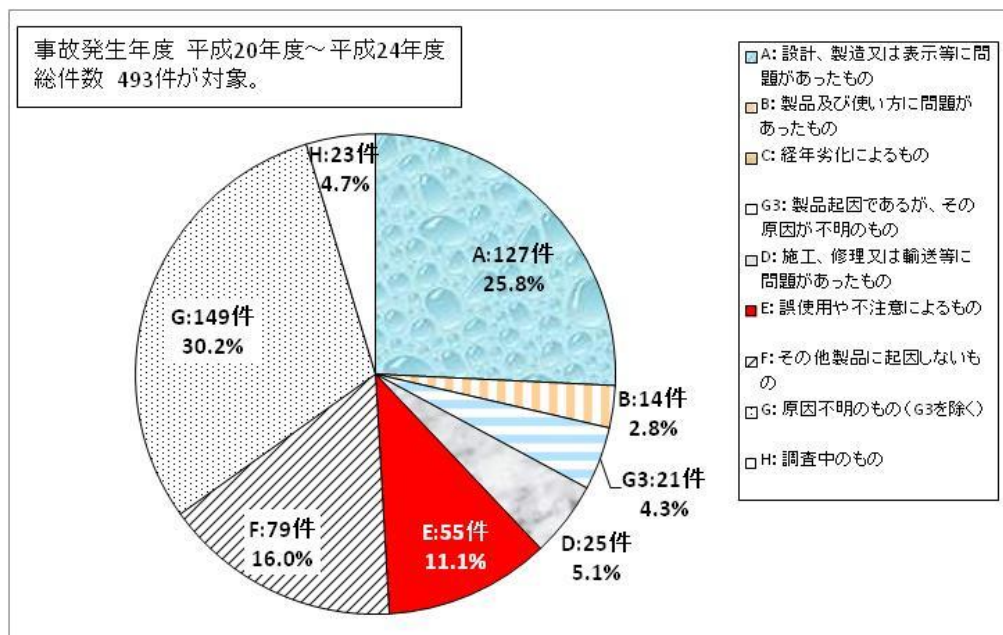


図5 事故原因区分別発生件数

「事故原因区分別被害状況」を表3に示します。

死亡・重傷・軽傷の人的被害は、「製品に起因する事故」において97件、「製品に起因しない事故」において148件、原因不明や調査中の122件も含めると合計367件で、全体の74.4%を占める高い割合で発生しています。

また、死亡・重傷事故合計171件において、「製品に起因しない事故」の死亡・重傷事故は100件で、「製品に起因する事故」の死亡・重傷事故31件に比べ、約3倍発生しています。

表3 事故原因区分別被害状況 (※8)

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A:設計、製造又は表示等に問題があったもの		22 (22)	53 (55)	1	49	2	127 (77)
	B:製品及び使い方に問題があったもの		6 (6)	7 (7)		1		14 (13)
	C:経年劣化によるもの							0 (0)
	G3:製品起因であるがその原因が不明のもの		3 (3)	6 (6)		12		21 (9)
	小計	0 (0)	31 (31)	66 (68)	1 (0)	62 (0)	2 (0)	162 (99)
製品に起因しない事故	D:施工、修理、又は輸送等に問題があったもの		4 (4)	19 (19)		2		25 (23)
	E:誤使用や不注意によるもの	1 (1)	26 (26)	21 (21)		7		55 (48)
	F:その他製品に起因しないもの		69 (69)	8 (8)	1		1	79 (77)
	小計	1 (1)	99 (99)	48 (48)	1 (0)	9 (0)	1 (0)	159 (148)
G:原因不明のもの (G3を除く)			29 (29)	74 (74)	1	43	2	149 (103)
H:調査中のもの			11 (11)	8 (8)		3	1	23 (19)
合計	事故件数 被害者数	1 (1)	170 (170)	196 (198)	3 (0)	117 (0)	6 (0)	493 (369)

(※8) 平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(6) 使用期間別の被害状況

自転車による事故493件のうち、使用期間が判明した事故461件について、「使用期間別被害状況」を図6に示します。

製造時・組立時の取り付け不備や締付不足で固定ボルトが緩んだ、自転車に不慣れでバランスを崩した等、1年未満に258件、全体の56.0%の事故が発生しています。

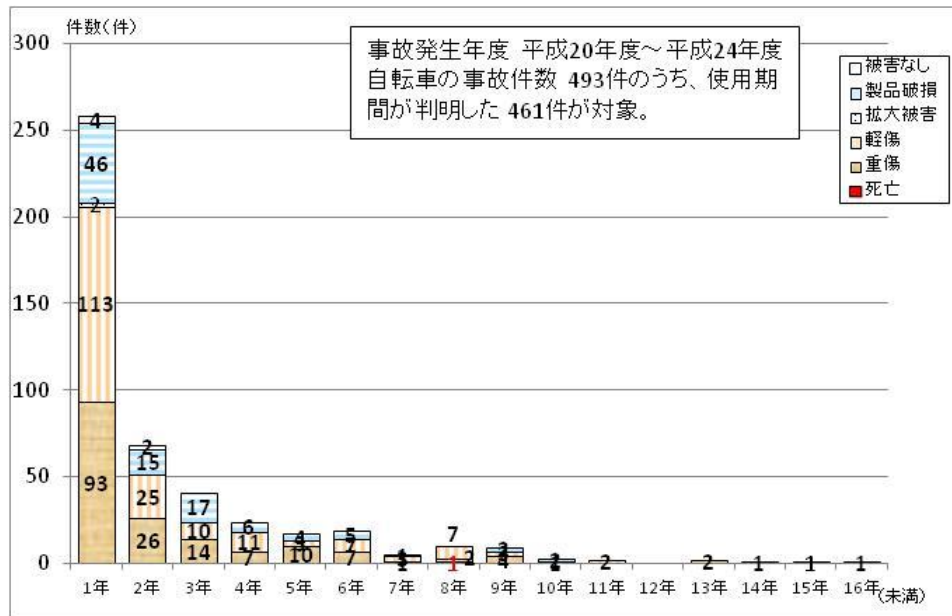


図6 使用期間別被害状況

(7) 事故の現象別被害状況

自転車の事故の「現象別 被害状況」を表4に示します。

「製品に起因する事故(事故原因区分A、B、G3)」の合計162件においては、「製造段階での強度不足」による事故66件(重傷事故8件)、「組付段階での取り付け不備、締付不足」による事故34件(重傷事故11件)、「電動アシスト自転車特有のもの」による事故19件(重傷事故3件)等が発生しています。

使用者の使い方等による「製品に起因しない事故(事故原因区分D、E、F)」及び「事故原因が判明しない事故(事故原因G1、G2)」の合計308件においては、「自転車本体に加えられた過大な衝撃や過重」による事故65件(重傷事故29件)、「固定締付部の緩み」による事故57件(重傷事故19件)、「運転の誤り」による事故49件(重傷事故37件)等が発生しています。

さらに、重篤な被害に至る割合が高い折り畳み自転車の事故の「現象別 被害状況」を表5に示します。

「製品に起因する事故(事故原因区分A、B、G3)」では重傷事故が9件あり、表4の自転車全体と比較すると高い割合で発生しています。

「製品に起因しない事故(事故原因区分D、E、F)」及び「事故原因が判明しない事故(事故原因G1、G2)」の合計47件においては、「固定締付部の緩み」による事故14件(重傷事故7件)、「自転車本体に加えられた過大な衝撃や過重」による事故10件(重傷事故2件)、「運転の誤り」による事故7件(重傷事故6件)(7件中5件が下り坂)等が発生しており、一般の自転車と比較すると、「固定締付部の緩み」の事故で、重傷事故の割合が高くなっています。

表4 自転車の現象別被害状況 (※8)

被害状況 現象の内容	人的被害			物的被害		被害無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故 (事故原因区分A、B、G3)	0 (0)	31 (31)	66 (68)	1 (0)	62 (0)	2 (0)	162 (99)
製造段階での強度不足 溶接または接合不良や熱処理がなかったことによる強度不足により、走行中の衝撃荷重によって自転車の部位（フレーム、ペダル、前輪等）が折損し、転倒・負傷した。		8 (8)	26 (26)		32		66 (34)
組付段階での取り付け不備、締付不足 取り付け方の誤りや締付不足により、自転車の部位（ハンドル、フレーム、チェーン、ペダル等）が、脱落・折損し、転倒・負傷した。		11 (11)	12 (14)		10	1	34 (25)
電動アシスト自転車特有のもの モーターの電流制御に異常が発生し、急発進したり、バッテリー制御部から発煙した。		3 (3)	10 (10)	1	5		19 (13)
その他 (成形不良でバリが残っていた、グリップが変形等で固定力が低下し、ハンドルバーから抜けた等)		9 (9)	18 (18)		15	1	43 (27)
製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故 (事故原因区分D、E、F、G1、G2)	1 (1)	128 (128)	122 (122)	2 (0)	52 (0)	3 (0)	308 (251)
自転車本体に加えられた過大な衝撃や荷重 過去の過大な衝撃や荷重による亀裂・破損部位（前車輪、フレーム、ハンドル等）がさらに破損・折損に至り、転倒・負傷した。		29 (29)	16 (16)		20		65 (45)
固定締付部の緩み 自転車の部位（ハンドル、サドル等）の固定ボルトが緩んだために脱落や折損、操作不能になり、転倒・負傷した。		19 (19)	26 (26)		11	1	57 (45)
運転の誤り 坂や曲がり道、段差、急ブレーキ等で運転を誤り、バランスを崩して転倒・負傷した。		37 (37)	11 (11)			1	49 (48)
傘や買い物袋等の車輪巻き込み 傘や買い物袋等の異物を車輪に巻き込み、車輪がロックし、転倒・負傷した。		13 (13)	12 (12)				25 (25)
チェーンやブレーキの整備不良 チェーンが外れバランスを崩したり、ブレーキが利かず、転倒・負傷した。	1 (1)	6 (6)	9 (9)			1	17 (16)
締付過ぎによる破断 締付過ぎによって、部位（ハンドル、ワイヤー等）にひび割れや破断・折損し、転倒・負傷した。		1 (1)	5 (5)		1		7 (6)
その他の調整・整備不良 (サドルやグリップが外れて転倒した等)		10 (10)	19 (19)		6		35 (29)
現象不明		13 (13)	24 (24)	2	14		53 (37)
調査中のもの	0 (0)	11 (11)	8 (8)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	23 (19)
合計	1 (1)	170 (170)	196 (198)	3 (0)	117 (0)	6 (0)	493 (369)

表5 折り畳み自転車の現象別被害状況 (※8)

被害状況 現象の内容	人的被害			物的被害		被害無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故 (事故原因区分A、B、G3)	0 (0)	9 (9)	7 (7)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	21 (16)
製造段階での強度不足 溶接または接合不良や熱処理がなかったことによる強度不足により、走行中の衝撃荷重によって自転車の部位（ペダル、フレーム等）が折損し、転倒・負傷した。		5 (5)	4 (4)		3		12 (9)
組付段階での取り付け不備、締付不足 取り付け方の誤りや締付不足により、自転車の部位（ハンドル、フレーム等）が、脱落・折損し、転倒・負傷した。		4 (4)	3 (3)				7 (7)
その他 (組立方法が取扱説明書に記載されていなかった等)					1	1	2 (0)
製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故 (事故原因区分D、E、F、G1、G2)	0 (0)	20 (20)	19 (19)	0 (0)	7 (0)	1 (0)	47 (39)
固定締付部の緩み 自転車の部位（ハンドル、サドル、フレーム等）の固定ボルトが緩んだために脱落や折損、操作不能になり、転倒・負傷した。		7 (7)	5 (5)		2		14 (12)
自転車本体に加えられた過大な衝撃や荷重 過去の過大な衝撃や荷重による亀裂・破損部位（フレーム、前車輪等）がさらに破損・折損に至り、転倒・負傷した。		2 (2)	6 (6)		2		10 (8)
運転の誤り 坂や曲がり道、段差、急ブレーキ等で運転を誤り、バランスを崩して転倒・負傷した。		6 (6)	1 (1)				7 (7)
サドルの高さ調整ミス シートポストの調整を高さ方向の限界を超えて行い、亀裂が生じて折損し、転倒・負傷した。		1 (1)	1 (1)				2 (2)
チェーンやブレーキの整備不良 チェーンが外れバランスを崩したり、ブレーキが利かず、転倒・負傷した。			1 (1)			1	2 (1)
折り畳み式ペダルの折り畳まれ 足をペダルの外側寄りに乗せて立ちこぎをしていたため、ペダルが折り畳まれ、転倒した。		1 (1)					1 (1)
その他 (締付過ぎによって、部位（ハンドル等）にひび割れや破断・折損し、転倒・負傷した等)		1 (1)	1 (1)				2 (2)
現象不明		2 (2)	4 (4)		3		9 (6)
調査中のもの	0 (0)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)
合計	0 (0)	32 (32)	29 (29)	0 (0)	11 (0)	2 (0)	74 (61)

(8) 事故事例の概要について

自転車の事故について、「製品に起因する事故」と「製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故」にわけて、現象別に事例を示します。

ア. 製品に起因する事故

① 製造段階での強度不足

○平成23年2月25日（長野県、40歳代・男性、重傷）

（事故内容）

折り畳み自転車で走行中、ハンドルステムの上端にあるハンドルクランプ（ハンドルバーを支える部品）が破断し、転倒しそうになった際、バランスを取ろうとして負傷した。

（事故原因）

この折り畳み自転車のハンドルクランプ部の鍛造工程または熱処理工程に異常があったため、ハンドルクランプ部金属組織の強度が低下し、ハンドルクランプ部が破断して事故に至ったものと推定される。

② 組付段階での取り付け不備、締付不足

○平成21年11月6日（京都府、20歳代・男性、重傷）

（事故内容）

折り畳み自転車で走行中、ハンドルが不安定になり、転倒して重傷を負った。

（事故原因）

生産時において、折り畳み自転車のハンドルバー固定ネジの締付不足により、ハンドルが半固定の状態であったため、使用者が急な下り坂を走行してハンドルに荷重が大きく加わった際にハンドルが下方に回転してしまい、バランスを崩して転倒したものと推定される。

（使用期間1年未満）

イ. 製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故

① 自転車本体に加えられた過大な衝撃や荷重

○平成24年5月26日（岐阜県、年代不明・男性、軽傷）

（事故内容）

折り畳み自転車で走行中、車道から歩道に移動したところ、突然フレームが折れて転倒し、軽傷を負った。

（事故原因）

前方から加わった強い衝撃により、フレームのメインパイプ下側溶接部付近が変形して亀裂が生じ、その後の使用により亀裂が進行して折損に至ったものと推定される。

② 固定締付部の緩み

○平成25年2月2日（埼玉県、60歳代・男性、軽傷）

（事故内容）

一般用自転車で走行中、突然ハンドルが動いたためにバランスを崩して転倒し、打撲を負い、眼鏡などが破損した。

(事故原因)

販売時にハンドルを固定した際、固定ボルトを適切に締め付けなかったため、早期に固定部が緩み、ハンドルが回転し、事故に至ったものと推定される。

(使用期間 1 年未満)

○平成 23 年 3 月 15 日 (愛知県、30 歳代・男性、重傷)

(事故内容)

折り畳み自転車で走行中、飛び出してきた人を避けようとしたところ、ハンドルが緩み、転倒し、負傷した。

(事故原因)

ハンドル固定レバーの締め付けが緩かったため、走行中にハンドルを切った際に、ハンドルが下がり、転倒に至ったものと推定される。

なお、ハンドルポストには、「乗車前にハンドルが確実に固定されているか確認してください。」と警告ラベルがあり、取扱説明書には、「前輪を両足で挟み、左右のハンドルを持ち、上下左右に動かし確認する。」旨、記載されていた。

(使用期間 1 年未満)

③ 運転の誤り

○平成 24 年 4 月 3 日 (愛知県、40 歳代・男性、重傷)

(事故内容)

一般用自転車で走行中、前ブレーキをかけたところ、前輪がロックし、転倒、負傷した。

(事故原因)

前方自転車との接触を避けるため、前ブレーキを強くかけ過ぎた際に、前輪がロックして転倒に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には、「前方に注意し、スピードを控えめにして急ブレーキをかけない。前ブレーキを強くかけると車輪がロックし、転倒するおそれがある」旨、記載されていた。

(使用期間 1 年未満)

④ 傘や買い物袋等の車輪巻き込み

○平成 22 年 5 月 10 日 (群馬県、10 歳代・性別不明、重傷)

(事故内容)

一般用自転車で走行中、転倒し、負傷(手首骨折)した。

(事故原因)

使用者が、一般用自転車で走行中に、左側前ホークと前輪との間に異物を巻き込むなどでリムが大きく変形し、変形したリムがブレーキシューに当たって前輪がロックし、転倒して事故に至ったものと推定される。

⑤ チェーンやブレーキの整備不良

○平成 22 年 7 月 (大阪府、60 歳代・女性、死亡)

(事故内容)

電動アシスト自転車で走行中、壁にぶつかったと思われる事故が発生し、1 人が死亡した。

(事故原因)

内部ブレーキシューが摩耗して後輪ブレーキが利かない状況下で、使用に伴って疲労し、かつ、さび付いていた前輪ブレーキワイヤーが切れたため、坂道上で止まることができず、壁に衝突したものと推定される。

2. 自転車の事故の防止について

自転車の製品事故を未然に防ぐため、取扱説明書や自転車本体に表示された注意事項をよく読み、正しく使用してください。

○ 自転車を選ぶ時

自転車は、乗る人の体格や使用する目的に合ったものを使用してください。

品質・安全性についての基準に適合した自転車に貼付される認証マーク（別紙2）を参考にしましょう。

ブレーキの装備されていないいわゆる「ピスト車」等、必要な装備を有しないものは、公道では使用できません。

○ 自転車に乗る時

- ・一般道で乗る前に空き地や公園等安全な場所で練習を行ってください。また、安全な乗車のための講習が、自治体や警察によって行われています。
- ・取扱説明書を必ず読んでください。点検の方法やブレーキのかけ方等確認してください。
- ・乗車前の点検をしてください。（車体、タイヤ、ハンドル、ブレーキ、チェーンなど、後述のチェックリストを参照。）
- ・緩みやがたつきなど異常がみつかったら、購入した販売店等（自転車技士、自転車安全整備士等）の点検（有料）を受けてください。放置すると、破損、脱落して転倒するおそれがあります。
- ・段差乗り越え時の衝撃には十分注意してください。特に小径や細い車輪の自転車は影響を受けやすくなっています。
- ・ハンドルに買い物袋などを下げたり、傘や杖をつり下げて乗らないでください。車輪に巻き込まれたりすると危険です。
- ・ライトを点灯する際には、走行中に足で操作しないでください。車輪に巻き込まれたりすると危険です。
- ・電動アシスト自転車は、ペダルを強く踏むと急発進する場合がありますので、片足乗り（ケンケン乗り）はしないでください。
- ・折り畳み自転車は、折り畳み部分が確実に固定されていることを確認してください。突然折り畳み部が外れると危険です。

○ 販売店等による点検（有料）

多くの製品事故が使用を始めて1年未満に発生しています。使用開始後の初期点検に加えて、6カ月後、1年後の定期点検等、その後定期的に販売店等（自転車技士、自転車安全整備士等）による点検を受けましょう。

自転車が衝突や転倒等による衝撃を受けた時や自転車に傷み、緩み、がたつきなどの異常を感じた時も、販売店等の点検を受けてください。

【チェックリスト】**自転車本体への衝撃や過重、さびなどによる強度不足のチェック**

- 本体（フレーム）に亀裂やさびの発生など傷みや強度不足、変形がありませんか。フレームが破損して転倒するおそれがあります。

固定部の締付不足、緩みのチェック

- 前輪、後輪の取り付けに緩みや歪みがありませんか。車輪が脱落して転倒するおそれがあります。
- ハンドル軸（ステム）のはめ合わせ限界標識が隠れていて、確実に締まっていますか。限界標識が見えたり緩みがあると、ハンドルが抜けて転倒するおそれがあります。
- サドルのシート柱（ポスト）のはめ合わせ限界標識が隠れていて、確実に締まっていますか。限界標識が見えたり緩みがあると、サドルが外れて転倒するおそれがあります。
- ペダルにがたつきや歪みがありませんか。ペダルが破損、脱落して転倒するおそれがあります。

チェーンやブレーキなどの調整・利きのチェック

- ブレーキのレバーやブレーキブロックの取り付けの緩み、ワイヤーの伸び、さびや傷みやブレーキシューの摩耗がありませんか。制動不良やブレーキが破損して衝突事故につながるおそれがあります。
- チェーンに余分なたるみ、さび、摩耗や回転の異常がありませんか。チェーンが外れたり、切れて転倒するおそれがあります。
- タイヤの空気圧は適切ですか。異物のささりはありませんか。空気圧の低下や異物のささりがあるとパンクやリム外れのおそれがあります。
- 前輪、後輪のリムに変形やスポークの緩みがありませんか。車輪がロックして転倒するおそれがあります。

車輪への巻き込みのチェック

- 泥よけに曲がりや外れがありませんか。車輪に巻き込まれて転倒するおそれがあります。
- ハンドルに傘や買い物袋等を掛けていませんか。そのまま使用すると車輪に巻き込まれて転倒するおそれがあります。

折り畳み自転車の固定部分のチェック

- 折り畳み自転車は、折り畳み部が確実に固定されていますか。確実に固定されていないと、折り畳み部が外れて転倒するおそれがあります。

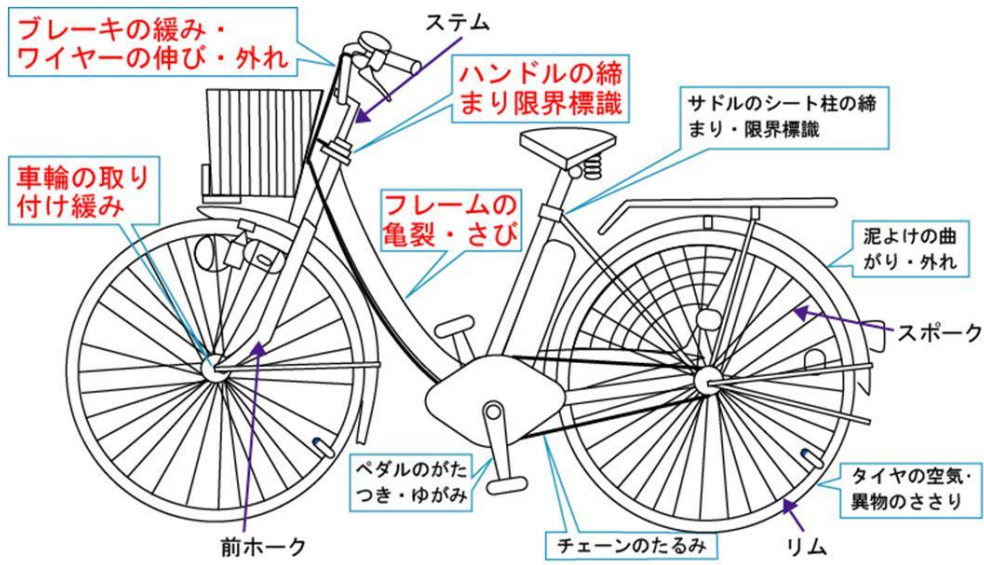


図7 一般用・電動アシスト自転車のチェックリスト

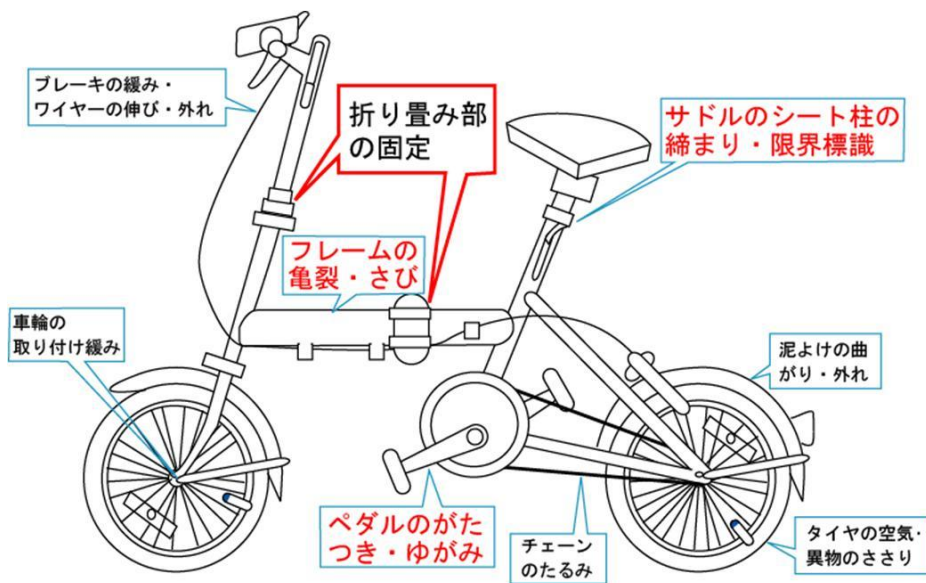


図8 折り畳み自転車のチェックリスト

3. リコール製品による事故の防止について

お使いの製品がリコール製品でないか、確認してください（参考資料参照）。該当していれば、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店に連絡してください。

リコールとは、製造または輸入事業者が品質問題も含め、その製品に関わる欠陥を認識し、危害の発生及び拡大を防止する為に行う製品回収等の市場対応処置であり、リコール製品をそのまま使い続けることは、大変危険です。

自転車におけるリコール製品の場合ではそのまま使用すると、

- ・電動アシスト自転車では、モーター制御に異常が生じ、モーターが回り続ける。
- ・そのほか、各種自転車においてフレームやホーク、ペダルが破損する。

等のリコール製品事故が発生するおそれがあります。

(別紙 1)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G1	原因不明	原因不明のもの(G3は除く)
	G2	調査不能	
	H	調査中のもの	調査中のもの

自転車の認証マークについて

品質・安全性についての基準に適合した自転車は認証マーク（BAAマーク、SGマーク、JISマークなど）が貼付されています。購入の際には参考にしましょう。

◇ BAAマークとは

- ・一般社団法人自転車協会が制定した自転車安全基準に適合した自転車に貼付することができるマークのこと。
- ・自転車安全基準は、JISをベースとし、加えてJISにない要件（例えば、ライトに関しては自動点灯または手元操作可能なライトに限定）やJISより厳しい基準値（例えば、雨天時ブレーキをかけて停止するまでの制動距離の短縮化）等安全性を高めている基準である。
- ・シティ車（2型式）、スポーツ車（MTB類形車除く）、MTB類形車、折り畳み車、幼児車、電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車の8型式を対象とした自転車安全基準である。
- ・代表的なシティ車の場合、安全性に影響の高い16項目（ブレーキ制動性能、フレームの強度、駆動部の強度、前照灯の光度、リフレクターの反射性能等）については、自転車協会が認定した検査機関で適合性検査を受け合格する必要がある。残りの検査項目については、必ずしも自転車協会が認定している検査機関で検査を受ける必要はないが、自社の責任で自転車安全基準に適合していることを確認する義務があり、その旨自転車協会に書類を提出する必要がある。
- ・製造上の欠陥で事故が発生した場合には、事業者の責任で補償される。
- ・BAAマーク制度は、平成16年9月からスタートしている。



BAAマーク

◇ スポーツBAAマークとは

- ・一般社団法人自転車協会が制定したスポーツ用自転車安全基準に適合した自転車に貼付することができるマークのこと。
- ・スポーツ用自転車安全基準は、ヨーロッパのEN規格をベースに、日本の道路事情、日本人との体格差等を考慮して制定されたものである。
- ・タウンスポーツ車、MTB、レーシング車の3型式についてスポーツ用自転車安全基準がある。
- ・タウンスポーツ車の場合、安全性に影響の高い15項目（ブレーキ制動性能、フレームの強度、ハンドルの強度、ペダルの強度等）については、自転車協会が認定した検査機関で適合性検査を受け合格する必要がある。残りの検査項目については、必ずしも自転車協会が認定している検査機関で検査を受ける必要はないが、自社の責任でスポーツ用自転車安全基準に適合していることを確認する義務があり、その旨自転車協会に書類を提出する必要がある。
- ・製造上の欠陥で事故が発生した場合には、事業者の責任で補償される。
- ・スポーツBAAマーク制度は、平成19年10月からスタートしている。



スポーツBAAマーク

◇ SGマークとは

- ・ 一般財団法人製品安全協会と同協会に委託された検査機関で認証を受けた製品に事業者が貼付できるマークのこと。
- ・ 認証には、一般財団法人製品安全協会が定める方法（検査又は審査＋試験）でSG基準に適合することを確認する必要がある。
- ・ SGマークの認定基準及び基準確認方法は、JISマーク基準に合致する。
- ・ 自転車（一般用自転車、電動アシスト自転車、幼児2人同乗用自転車等）、自転車用幼児用座席等についてSGマーク基準が定められている。
- ・ 製造上の欠陥で事故が発生した場合には、一般財団法人製品安全協会の責任で補償される。
- ・ SGマーク制度は、昭和48年10月からスタートしている。



SGマーク

◇ JISマークとは

- ・ 国に登録された機関から認証を受けた製品に事業者が貼付できるマークのこと。
- ・ 自転車のJISマーク認証機関としては、一般財団法人日本車両検査協会がある。
- ・ 新JISマーク制度は、平成16年6月からスタートしている。



JISマーク

自転車の事故の社告・リコール製品について

N I T Eに通知された自転車の事故は、平成20年度から平成24年度までに493件ありました。その中で社告・リコールを行った製品による社告・リコール事象と同じとみられる事故は62件ありました。「社告・リコール製品での事故の製品別の被害状況」を表に示します。なお、社告・リコールには消費者への注意喚起等も含まれます。

社告・リコール製品での事故には、電動アシスト自転車で、「モーター制御に異常が生じ、モーターが回り続けた」、各種自転車において「フレームやホーク、ペダルが破損した」等がありました。

表 社告・リコール製品での事故の製品別の被害状況 (※)

被害状況 製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
一般用自転車		3 (3)	10 (10)		23		36 (13)
電動アシスト自転車		4 (4)	16 (16)	1	2		23 (20)
折り畳み自転車		2 (2)	1 (1)				3 (3)
合計	0 (0)	9 (9)	27 (27)	1 (0)	25 (0)	0 (0)	62 (36)

(※) 平成25年12月27日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

また、N I T Eでは、事業者等が行った社告・リコール情報を同一形式に編集し公開しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>

社告・リコール情報の検索もできます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合には、「N I T E」、「リコール」等の言葉で検索してください。

※注意喚起ちらし、注意喚起リーフレット、PSマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

以上

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 杉浦 好之

担当者 長田、葛谷、山城

○記者説明会前日及び当日

電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870

○記者説明会前々日まで及び翌日以降

電話：06-6942-1113 FAX：06-6946-7280